

厚生労働省の組織再編に伴う労働政策審議会の所掌事務の変更等について

1 平成29年7月11日に実施した厚生労働省の組織再編について

近年の保健医療分野の技術革新等に対応するため、医学的知見に基づき厚生労働省の所掌事務を総括整理する職として、「医務技監」を設置した。

また、安倍内閣の最重要課題である「働き方改革」、「少子化対策・子育て支援・児童虐待防止」、「生産性向上」の課題に的確に対応するため関係部局の再編を行った。

(1) 医務技監の新設（次官級）

近年の保健医療分野の技術革新や国際保健上の課題等に対応するため、医学的知見に基づき厚生労働省の所掌事務を総括整理する職として、「医務技監」を新設。

(2) 雇用環境・均等局の新設

非正規労働者の処遇改善、女性活躍推進や均等処遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を強力に推進するため、「雇用環境・均等局」を新設。

(3) 子ども家庭局の新設

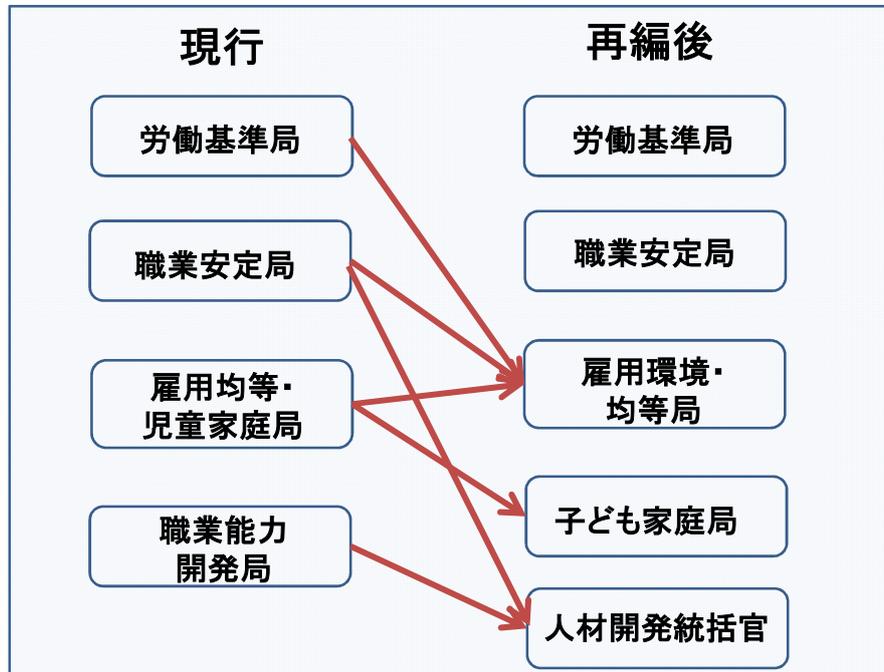
保育・子育て人材や児童相談所等の子育て支援基盤の一体的整備や切れ目のない子育て仕事両立支援の推進など、子ども・子育て支援に特化した「子ども家庭局」を新設。

(4) 人材開発統括官の新設

若者の雇用の安定や働く方の能力開発の促進を支援し、生産性の向上を推進するため、「人材開発統括官」を新設。

雇用環境・均等局、子ども家庭局、人材開発統括官の新設

直面する「働き方改革」、「少子化対策・子育て支援」、「生産性向上」の課題に的確に対応し、労働基準局、職業安定局、雇用均等・児童家庭局に分かれている非正規労働対策を統合し、関係部局の再編を行う。



1 雇用環境・均等局の新設

働き方改革に特化した局を新設し、

- ① 同一労働同一賃金の実現など非正規労働者の処遇改善
- ② 女性活躍推進や均等処遇の推進
- ③ 長時間労働の削減等ワーク・ライフ・バランスの実現
- ④ 短時間・在宅労働の雇用環境改善

などに沿って組織を再編し、働き方改革を強力に推進する体制の強化を図る。

2 子ども家庭局の新設

子ども・子育て支援に特化した局を新設し、保育・子育て人材や児童相談所等の子育て支援基盤の一体的整備や切れ目のない子育て仕事両立支援の推進、虐待防止対策と連携した社会的養育の推進体制の強化を図る。

3 人材開発統括官の新設

生産性の向上を推進する統括官を新設し、

- ①働き手一人ひとりの能力開発を通じた若者の就労支援(若年者雇用対策の企画立案の一元化)
- ②人材育成

の二つの柱に沿って組織を再編し、人材開発の支援体制の強化を図る。

2 組織再編に伴う労働政策審議会の所掌事務等の見直し

労働条件分科会

(1)以下の事項を雇用環境・均等分科会に移管

- ・個別労働関係紛争解決促進法に関する事項(第2条及び第20条を除く。)(労働局における個別労働関係紛争解決制度)
- ・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に関する事項(第7条から第14条を除く。)
- ・(雇用型)テレワークの推進及びパワーハラスメントの防止に関する事項
- ・労働契約法第20条(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)に関する事項(労働条件分科会同一労働同一賃金部会)・・・②

①

※①の事項は全て労働条件分科会の所掌事務

(2)労働者の団体交渉の権利や労働関係の調整に関する事項を所掌に追加(労働条件分科会)

(3)労働契約法20条の移管に伴い、労働条件分科会同一労働同一賃金部会を廃止

職業安定分科会

(1)以下の事項を雇用環境・均等分科会に移管

- ・非正規労働者の均等・均衡待遇に関する事項(職業安定分科会同一労働同一賃金部会)・・・③

(2)以下の事項を人材開発分科会に移管

- ・若者の就労支援に関する事項(職業安定分科会)・・・・④

雇用環境・均等分科会(旧)雇用均等分科会)

(1)雇用環境・均等局総務課が庶務を処理

(2)以下の事項を所掌事務に追加

- ①(雇用環境・均等分科会)
- ②、③(雇用環境・均等分科会同一労働同一賃金部会)

勤労者生活分科会

(1)雇用環境・均等局勤労者生活課が庶務を処理

(2)福利厚生及び労働金庫に関する事項を所掌として明確化

人材開発分科会(旧)職業能力開発分科会)

(1)人材開発統括官が庶務を処理

(2)④の事項を所掌事務に追加(人材開発分科会)

労働政策審議会構成図（新旧）

